

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学学則(平成16年鳥取大学規則第55号)第12条第3項の規定に基づき、鳥取大学教育デザイン本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本部は、鳥取大学(以下「本学」という。)における教学マネジメント及び教育の内部質保証を基盤とする大学教育の質の向上のため、機能的な教育関係支援組織の形成及び連携により、大学のグローバル化、教育人材育成等の推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- 一 教学マネジメントに関すること。
- 二 グローバルキャンパスの推進に関すること。
- 三 教育人材の育成に関すること。
- 四 次条各号に掲げるユニットの管理運営に関すること。
- 五 その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(ユニット)

第4条 本部に、機能的な教育関係支援組織として、次のユニットを置く。

- 一 エンロールメントマネジメントユニット
 - 二 アドミッションユニット
 - 三 リベラルアーツ&データサイエンスユニット
 - 四 スチューデントサポートユニット
 - 五 キャリアサポートユニット
 - 六 グローバル教育ユニット
 - 七 国際交流ユニット
 - 八 国際連携管理ユニット
 - 九 地域教育ユニット
 - 十 インクルーシブ教育ユニット
- 2 ユニットは、互いに連携し、本部の目的を達成するために必要な業務を行う。
- 3 ユニットに関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 本部に、次の職員を置く。

- 一 本部長
- 二 本部長補佐
- 三 副本部長
- 四 各ユニットの長(以下「ユニット長」という。)
- 五 専任教員(特任教員を含む。)
- 六 兼務教員
- 七 その他職員

(本部長)

第6条 本部長の業務及び任命については、鳥取大学の管理運営に関する規則(平成16年鳥取大学規則第57号。以下「管理運営規則」という。)第30条第2項及び第3項に定めるところによる。

(本部長補佐)

第7条 本部長補佐の業務及び任命については、管理運営規則第30条第4項から第6項までに定めるところによる。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した本部長補佐がその職務を代理する。

(副本部長)

第8条 副本部長の業務については、管理運営規則第30条第7項に定めるところによる。

- 2 副本部長は、本学の専任教授のうちから、本部長の推薦に基づき、運営委員会の議を経て、学長が命ずる。
- 3 副本部長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、当該副本部長を推薦した本部長の任期の範囲内とする。

(ユニット長)

第9条 ユニット長は、ユニットの業務を掌理する。

2 ユニット長は、本部の専任教員のうちから本部長が指名する。

(専任教員)

第10条 専任教員は、配置されるユニットの業務を処理する。

- 2 専任教員の選考は、鳥取大学教員選考基準(昭和31年鳥取大学規則第7号)及び鳥取大学教員選考に関する基本方針(平成14年4月4日評議会承認)によるほか、運営委員会の議を経て、学長が行う。

(兼務教員)

第11条 兼務教員は、配置されるユニットの業務を処理する。

- 2 兼務教員は、本学の専任教員のうちから、本部長の推薦に基づき、学長が命ずる。

- 3 兼務教員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、当該兼務教員を推薦した本部長の任期の範囲内とする。

(運営委員会)

第12条 本部に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 本部長
- 二 本部長補佐
- 三 副本部長
- 四 各学部の学部長又は副学部長(教務担当)
- 五 保健管理センター所長
- 六 本部に所属する専任教授(特命教員を除く。)
- 七 学生部長
- 八 その他委員長が必要と認めた者

- 3 前項第8号の委員の任期は、その都度定める。

- 4 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 本部の管理運営及び業務に関すること。
- 二 ユニットの設置、廃止、管理運営及び業務に関すること。
- 三 本部の人事に関すること。
- 四 その他本部長が必要と認める事項

第13条 運営委員会は、本部長が委員長として招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。

- 3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 前2項の規定にかかわらず、本部の人事に関する事項を審議する場合には、委員の3分の2以上の出席及び出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

- 5 委員長が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(共通教育推進委員会)

第14条 本部に、全学共通教育の円滑な実施を図るため、鳥取大学共通教育推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

- 2 推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センターの本部への参画)

第15条 保健管理センターは、本部に関連する業務に参画し、大学教育の質の向上及び学生支援の充実に協力するものとする。

(事務)

第16条 本部の事務は、学生部において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、本部長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育デザイン本部副本部長の業務及びユニットに関する規則

令和8年4月1日

鳥取大学教育デザイン本部規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 副本部長（第2条）
- 第3章 ユニットの目的・業務（第3条～第13条）
- 第4章 ユニットの組織及び運営（第14条・第15条）
- 第5章 その他（第16条・第17条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取大学教育デザイン本部（以下「本部」という。）の副本部長の業務及びユニットに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 副本部長

（副本部長の配置及び職務）

第2条 本部に置く副本部長は、教学担当、グローバル担当及び教育人材担当とする。

2 副本部長は、本部長補佐と協力の上、本部の業務を掌理する。

3 各副本部長の業務は、次のとおりとする

- 一 教学担当は、エンロールメントマネジメントユニット、アドミッションユニット、リベラルアーツ&データサイエンスユニット、スチューデントサポートユニット及びキャリアサポートユニットを所掌する。
- 二 グローバル担当は、グローバル教育ユニット、国際交流ユニット及び国際連携管理ユニットを所掌する。
- 三 教育人材担当は、地域教育ユニット及びインクルーシブ教育ユニットを所掌するとともに、こども・若者コモンズの管理・運営を総括する。

第3章 ユニットの目的・業務

（ユニットの目的及び業務）

第3条 本部に置くユニットは、互いに連携し、教育デザイン本部の目的を達成するために必要な業務を行う。

2 ユニットの業務に関連する施設・スペースの愛称は、別表に定める。

（エンロールメントマネジメントユニット）

第4条 エンロールメントマネジメントユニットは、全学的な教育方針の企画・立案及び教育プログラムの自主的な質保証・質向上支援を目的として、次の業務を行う。

- 一 教学マネジメントの実施・運営に関する事。
- 二 教育の内部質保証（自己点検・評価）の実施・運営に関する事。
- 三 エンロールメント・マネジメントの実施・運営に関する事。
- 四 学修成果の可視化に関する事。
- 五 全学的なFD・SDの企画・実施及び学部・研究科等との調整支援に関する事。
- 六 大学院における共通教育の企画・開発に関する事。
- 七 スタディサポートステーションの運営に関する事。
- 八 その他エンロールメントマネジメントユニットの目的を達成するために必要な事。

（アドミッションユニット）

第5条 アドミッションユニットは、入学者選抜に係る制度改善及び円滑な実施並びに学生募集を目的として、次の業務を行う。

- 一 学生募集の企画・立案及び実施に関する事。
- 二 入試の実施に関する事。
- 三 入試情報の提供、広報に関する事。
- 四 入学者選抜方法等の調査研究に関する事。
- 五 アドミッションオフィスの運営に関する事。
- 六 その他入学者選抜に関して必要な事。

（リベラルアーツ&データサイエンスユニット）

第6条 リベラルアーツ&データサイエンスユニットは、共通教育の円滑な実施、数理・データサイエンス及びAI教育の推進を目的として、次の業務を行う。

- 一 全学共通教育の企画、運営及び実施に関する事。
- 二 専門教育と全学共通教育との連携に関する事。
- 三 外国語、健康スポーツ科学教育の企画及び実施に関する事。
- 四 数理・データサイエンス及びAI教育に係る企画・実施に関する事。
- 五 数理・データサイエンス及びAI教育に係る教育プログラムの企画・開発に関する事。
- 六 スタディサポートステーションの運営に関する事。
- 七 その他リベラルアーツ&データサイエンスユニットの目的を達成するために必要な事。

（スチューデントサポートユニット）

第7条 スチューデントサポートユニットは、学生生活支援全般に係る事項の企画・開発による学生支援活動の充実に寄与することを目的として、次の業務を行う。

- 一 学生サポートオフィス及び学生相談室の運営に関する事。
- 二 障がい学生の修学支援等に関する事。
- 三 学生への経済的支援に関する事。
- 四 学生の課外活動支援に関する事。
- 五 鳥取大学学寮の運営に関する事。
- 六 その他スチューデントサポートユニットの目的を達成するために必要な事。

2 スチューデントサポートユニットに、次のセクションを置き、セクションに関し必要な事項は、別に定める。

- 一 学生支援セクション
- 二 学生相談セクション
- 三 障がい学生支援セクション

3 学生サポートオフィスに、米子分室を置き、米子地区における第1項第2号に掲げる業務を行う。

(キャリアサポートユニット)

第8条 キャリアサポートユニットは、キャリア教育及び就職支援の充実に寄与することを目的として、次の業務を行う。

- 一 キャリア教育の企画・実施に関する事。
- 二 就職に係る企画・実施に関する事。
- 三 キャリアサポートステーションの運営に関する事。
- 四 その他キャリアサポートユニットの目的を達成するために必要な事。

(グローバル教育ユニット)

第9条 グローバル教育ユニットは、本学の国際化に係る企画・立案、グローバル人材育成の推進を目的として、次の業務を行う。

- 一 海外派遣・国際共修等に係る企画・立案及び実施に関する事。
- 二 学生の海外派遣に係る相談及び指導助言に関する事。
- 三 キャンパスの国際化に係る企画・立案に関する事。
- 四 海外派遣・国際共修等に係る評価及び調査に関する事。
- 五 グローバルイニシアティブの運営に関する事。
- 六 その他グローバル教育ユニットの目的を達成するために必要な事。

(国際交流ユニット)

第10条 国際交流ユニットは、外国人留学生への教育・指導助言等及び国際交流の推進を目的として、次の業務を行う。

- 一 外国人留学生の受入れに係る企画・立案及び実施に関する事。
- 二 外国人留学生等に対する日本語・日本事情教育及び修学・生活上の指導助言に関する事。
- 三 地域における国際化の推進に関する事。
- 四 留学生教育等に係る調査研究に関する事。
- 五 グローバルイニシアティブの運営に関する事。
- 六 その他国際交流ユニットの目的を達成するために必要な事。

(国際連携管理ユニット)

第11条 国際連携管理ユニットは、国際連携の強化及び安全保障貿易管理等のコーディネートを目的として、次の業務を行う。

- 一 学術交流協定等のコーディネートに関する事。
- 二 安全保障貿易管理等のコーディネートに関する事。

- 三 同窓会海外支部のコーディネートに関する事。
- 四 グローバルイニシアティブの運営に関する事。
- 五 その他国際連携管理ユニットの目的を達成するために必要な事。

(地域教育ユニット)

第 12 条 地域教育ユニットは、教員養成等の企画・調整及び地域教育に資する人材の養成を目的として、次の業務を行う。

- 一 教員養成に係る学士課程、大学院課程教育の企画・立案及び実施に関する事（地域教員希望枠に関する事を含む）。
- 二 教員養成カリキュラムの開発・編成及び調査研究に関する事。
- 三 地域教育に係る現職教員等の研修に関する事。
- 四 教職相談室に関する事。
- 五 地域教育に係る調査研究に関する事。
- 六 教員養成コモンズの運営に関する事。
- 七 こども・若者コモンズの運営に関する事。
- 八 教員養成・研修及び地域教育に係る教育委員会等との連携に関する事。
- 九 その他地域教育ユニットの目的を達成するために必要な事。

(インクルーシブ教育ユニット)

第 13 条 インクルーシブ教育ユニットは、附属学校園と連携した教育実習の企画・立案及び初等・中等教育におけるインクルーシブ教育の推進を目的として、次の業務を行う。

- 一 附属学校園との連携に関する事。
- 二 教育実習及び介護等体験の企画・立案・実施協力に関する事。
- 三 学生ボランティアの推進に関する事。
- 四 インクルーシブ教育に係る現職教員等の研修に関する事。
- 五 インクルーシブ教育に係る調査研究に関する事。
- 六 教員養成コモンズの運営に関する事。
- 七 こども・若者コモンズの運営に係る教育委員会等との連携に関する事。
- 八 その他インクルーシブ教育ユニットの目的を達成するために必要な事。

第 4 章 ユニットの組織及び運営

(ユニット構成員)

第 14 条 各ユニットは、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 ユニット長
- 二 ユニットの専任教員
- 三 ユニットの業務に関係する兼務教員
- 四 その他本部長が必要と認めた者

(ユニット長)

第 15 条 ユニット長の業務及び指名については、鳥取大学教育デザイン本部規則（令和 8 年鳥取大学規則第 号。）第 9 条に定めるところによる。

2 ユニット長の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、当該ユニット長を指名した本部長の任期の範囲内とする。

3 ユニット長は、ユニットの構成員を招集し、ユニット会議を開くことができる。

4 ユニット会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標・計画に関すること。
- 二 管理運営及び業務に関すること。
- 三 自己点検・評価に関すること。
- 四 予算及び決算に関すること。
- 五 その他ユニット長が必要と認める事項

第 5 章 その他

（事務）

第 16 条 ユニットに関する事務は、学生部において処理する。

（雑則）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、ユニットに関し必要な事項は、当該ユニットを所掌する副本部長が定める。

附 則

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 鳥取大学教育支援・国際交流推進機構高等教育開発センター規則（令和 3 年鳥取大学教育支援・国際交流推進機構規則 2 号）、鳥取大学入学センター規則（平成 29 年鳥取大学教育支援・国際交流推進機構規則 5 号）、鳥取大学教育支援・国際交流推進機構教養教育センター規則（平成 29 年鳥取大学教育支援・国際交流推進機構規則 6 号）、鳥取大学教育支援・国際交流推進機構データサイエンス教育センター規則（令和 3 年鳥取大学教育支援・国際交流推進機構規則 3 号）、鳥取大学教育支援・国際交流推進機構学生支援センター規則（平成 29 年鳥取大学教育支援・国際交流推進機構規則 7 号）、鳥取大学教育支援・国際交流推進機構教員養成センター規則（平成 29 年鳥取大学教育支援・国際交流推進機構規則 8 号）、鳥取大学教育支援・国際交流推進機構キャリアセンター規則（平成 29 年鳥取大学教育支援・国際交流推進機構規則 9 号）及び鳥取大学教育支援・国際交流推進機構国際交流センター規則（平成 29 年鳥取大学教育支援・国際交流推進機構規則 10 号）は廃止する。

別表

ユニット	関連する施設・スペース
エンロールメントマネジメントユニット リベラルアーツ&データサイエンスユニット	スタディサポートステーション
アドミッションユニット	アドミッションオフィス
スチューデントサポートユニット	学生サポートオフィス
キャリアサポートユニット	キャリアサポートステーション
グローバル教育ユニット 国際交流ユニット 国際連携管理ユニット	グローバルイニシアティブ
地域教育ユニット インクルーシブ教育ユニット	教員養成コモンズ こども・若者コモンズ

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学(以下「本学」という。)における内部質保証に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内部質保証 本学が、自らの責任で行う教育、研究及び社会貢献(以下「教育研究活動等」という。)について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証することをいう。
- 二 自己点検・評価 本学が、自ら掲げる理念及び目標等に照らして教育研究活動等の状況について点検し、優れている点や改善すべき点などを評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善向上を行っていくことをいう。
- 三 外部評価 本学が設定した評価項目に対して、本学が選定した学外の評価者によって行われる評価のことをいう。
- 四 第三者評価 外部評価に対し、本学とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価のことをいう。
- 五 ステークホルダー 本学の教育研究活動等及びその成果を、直接的、間接的に享受する人々及び組織を指し、在学生・受験生及びその家族、卒業(修了)生、卒業(修了)生の雇用者、本学と関係のある地域社会等をいう。
- 六 点検・評価等の結果 自己点検・評価、外部評価若しくは第三者評価の結果又はステークホルダーからの意見聴取の結果をいう。

(基本方針)

第3条 本学は、鳥取大学憲章、鳥取大学グランドデザインその他本学が掲げる理念及び目標等を実現するため、自律的な組織として内部質保証を推進していくものとする。

(本学構成員の責務)

第4条 本学の組織の構成員は、前条に規定する基本方針に基づき、内部質保証の重要性を深く認識するとともに、自らの活動について継続的に自己点検・評価を行い、改善・向上に努めなければならない。

(責任体制)

第5条 学長は、本学の最高責任者として、全学の内部質保証を統括する。

2 理事及び副学長は、自らの所掌する業務(鳥取大学の理事及び副学長の業務分担等に関する規程(平成17年鳥取大学規則第37号)第1条又は第2条に掲げる理事及び副学長の業務分担の区分に応じて定める各理事及び各副学長の業務内容をいう。)に関する内部質保証を実質的に統括するとともに、他の理事及び副学長と連携し、学長を補佐する。

(自己点検・評価及び外部評価の実施)

第6条 学長は、教育研究活動等の改善・向上に資するため、鳥取大学学則(平成16年鳥取大学規則55号)第3条に定めるところにより、継続的に自己点検・評価を実施し、その結果を公表するとともに、自己点検・評価の結果及びその結果に基づく改善・向上の状況を踏まえて外部評価(第三者評価が存在する場合は当該第三者評価を含む。)の実施に努めるものとする。

(ステークホルダーからの意見聴取)

第7条 本学は、教育研究活動等の改善・向上に資するため、教育研究活動等及びその改善・向上のための取組の状況について、体系的、継続的に、ステークホルダーの意見を聴取するものとする。

(教育研究活動等の改善・向上のための措置)

第8条 学長は、点検・評価等の結果について、大学改革推進会議において情報の共有を行うものとする。

2 学長は、点検・評価等の結果を踏まえ、教育研究活動等の改善・向上のための措置(学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを含む。以下同じ。)が必要と認める場合は、役員会、教育研究評議会、経営協議会その他当該業務を所掌する委員会等の議を経て、その措置を決定するものとする。この場合において、全学的見地での検討を必要とするときは、大学改革推進会議にその措置に係る企画立案を命じるものとする。

3 学長は、前項による措置を決定した後、その進捗状況を大学改革推進会議において定期的に確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な追加措置を講じるものとする。追加措置の決定にあたっては、前項の規定を準用する。

(内部質保証の有効性の検証)

第9条 学長は、本学の内部質保証が本学の理念、目標等に照らして適切に実施されていることについて、点検・評価等の結果を基に検証するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、役員会において行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月22日鳥取大学規則第65号)

この規則は、令和3年6月22日から施行する。